

農地貸借奨励事業の実施

<事業のポイント>

農地貸借を行う土地所有者等に農地貸借奨励金及び農地整備補助金を交付し農地の貸借を促進します。

<事業目標> [令和11年度まで]

市街化調整区域での農地貸借面積：19.6ha

<事業の内容>

1 農地貸借奨励金

一定の要件を満たす農地貸借を結ぶ際に、貸借期間に応じて、農地所有者に対して奨励金を交付します。

ア	3年以上6年未満	60千円
イ	6年以上9年未満	120千円
ウ	9年以上	180千円

2 農地整備補助金

不耕作が続いている農地の復旧を支援します。

(1) 事業者農地整備を委託する場合

ア	補助率	8 / 10 以内
イ	補助上限	2,000千円

(2) 自ら農地整備をする場合

ア	雑木がない	400円 / m ² (定額)
イ	雑木がある	800円 / m ² (定額)
ウ	補助上限	2,000千円

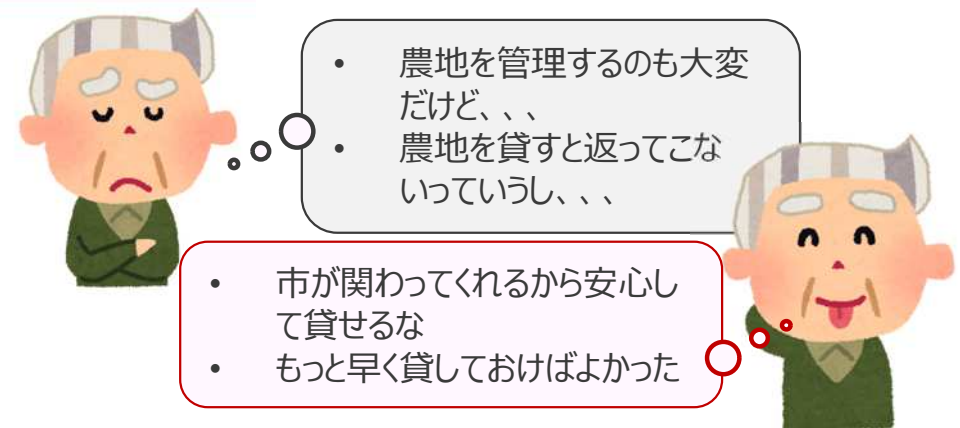
3 対象地域

市街化調整区域

<事業イメージ>

- ✓ 担い手の高齢化等によって、農地が遊休化
- ✓ 農地を貸すことへの抵抗感

- ✓ 農地貸借の促進
- ✓ 農地の有効活用
- ✓ 農業経営の安定
- ✓ 農地の持つ多面的機能の発揮



〔問い合わせ先〕

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課
電話：044-860-2461